

料金改定のおしらせ

令和5年
10/1
から

新料金は令和5年10月1日以降に利用の許可を受ける方から適用となります。

矢田ふれあいセンター

時間帯 部屋名	9:00-13:00 13:00-17:00 17:00-21:00 (各4時間)		全日 9:00-21:00 (12時間)	
	旧	新	旧	新
多目的ホール	2,200	2,440	6,600	7,320
多目的ホール個人利用 (一人につき)	100	100	—	—
会議室	410	580	1,230	1,740
研修室1	310	450	930	1,350
研修室2	310	360	930	1,080
和室1	200	300	600	900
和室2	200	230	600	690
ミーティングルーム	200	230	600	690

西尾市行財政改革推進計画に基づき、負担の公平性の原則から、公共施設使用料の適正化に取り組み、料金の算定方法や利用者の負担割合などを定め、使用を改定します。